

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月1日(木) 午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール

3. 出席委員 40(名)

会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	4番	上田 一徳
3番	今西 功尚	8番	河野 順子
7番	黒田 義人	11番	清家 儀三郎
10番	末光 亨	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子

4. 欠席委員 6(名)

農業委員

2番	赤松 利彦	5番	大島 博雅
6番	大塚 武司	9番	小清水 千明
12番	竹葉 邦政		

最適化推進委員

21番	吉見 一弥	23番	渡邊 鉄雄
-----	-------	-----	-------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

8番 河野 順子 10番 末光 亨

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地原形変更届出書について
報告第6号 農地原形変更完了届出書について
報告第7号 農地法第4・5条許可について
報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に
対する回答について
報告第9号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
(令和4年10月17日～令和4年11月15日までの事務局処理事案)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 耕作放棄地に係る宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第6号 農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用配分計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

次長兼管理係長	中島 慶和	農地係長	濱田 英樹
主任	藤部 尚子	主事	入川 大希
事務補助	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《中島次長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 代 行 》

只今の出席人数は農業委員19名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和4年12月総会を開会いたします。

《中島次長》

それでは初めに、山本会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。

《 代 行 》

失礼します。先月お伝えしたとおり、庵崎局長と小清水会長は全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催されるため、今日は欠席いたします。ご了承をお願い申し上げます。

今、国会で参議院の予算が始まっておりますが、農林水産省が人口減少や高齢化の対応策として地域貢献に関する企業・大学などの共同活動組織への呼び込みや、若手や非農業者を取込んだ保全管理体制の構築、事務負担軽減の簡素化を重要としました。今、第二次補正予算案で農業の経済対策として、8千2百億円、国の予算は全体でだいたい29兆円だそうです。

そして、さる11月10日、北海道当別町農農業委員会の秋吉会長ほか15名が、宇和島市を表敬訪問、視察研修されました。午前中は小清水会長の園地においてみかんの収穫を体験し、1個ずつみかんを採取するのや袋に入れるのは大変ですね、との感想がありました。それから、午後は遊子水ヶ浦の段畑を視察した際には、400年の歴史がある段畑を見て感銘を受けたそうです。その後、市役所においてシトラスラインの清家修造代表から、ジャムやママレードの講演を開催しました。研修後は懇談会を開催し、有意義な1日を過ごしていただきました。来年は宇和島市農業委員会も北海道を表敬訪問したいと思っておりますが、それはまた副市長と相談し、市に要請したいと思っております。

今年も残り1か月となりました。みなさん、体調管理をし来年が充実した年となるよう頑張ってください。よろしく願い申し上げます。

それでは、欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、赤松利彦委員・大島委員・大塚委員・小清水会長・竹葉委員・吉見委員・渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。

《 代 行 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に河野順子委員、末光委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第9号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第9号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 代 行 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 代 行 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

82番、83番ですが、借受人の〇〇〇〇さんは△△△△さん親子、親子なのですが□□□□さんと◇◇◇◇さんは。既に今まで耕作をされておりました、今回相手方の高齢化により縮小ということで、〇〇〇〇さんへ所有権移転ということです。熱心な農家さんですので、何も問題はありません。84番ですが、△△△△さんと□□□□さんは親戚関係でありまして、これも相手方の要望ということで、◇◇◇◇君も優秀な農家なので何も問題ないと思われまます。

《安並委員》

85番、〇〇〇〇さんと△△△△さん、2人とも水田を作られて、持っておられる訳ですが、交換分合というような格好で、自分の水田の近くにまとめるという関係上、所有権移転ということになりました。問題ないと思います。86番、□□□□さんが◇◇◇◇さんの水田を暫く、相当長い間耕作をしておられました。今回、所有権移転という話になりました。〇〇〇〇さんは熱心に農業をやっておられます。問題ないと思います。87番、△△△△さんは□□□□さんからこの度所有権移転ということですが、◇◇◇◇さんは遠方なので耕作するような状態ではありませんし、暫く長い間農業をやっておられません。〇〇〇〇さんはちょうど隣の水田ということで、今回所有権移転がまとまりました。問題ないと思います。

《瀧水委員》

88番について、ご説明いたします。所有者の〇〇〇〇さんは体調を崩されまして、近所の方に貸し付けて耕作をお願いしていたところですが、今回同じく近所の方と売買のお話がまとまりました。△△△△さんなのですが、この方も非常に熱心に農業をやられておりますので、何ら問題はないと思われまます。

《清家委員》

失礼します。89番です。借受人の〇〇〇〇さんと貸出人の△△△△さん。□□□□さんはこちらにいた時から田んぼを貸し出しておりますが、この度息子さんの所へ行くということで松山の方へ行かれたので、耕作が不便ということになりまして、◇◇◇◇さんの方へ貸し出しをして、所有権を移転したということです。問題ないと思っております。

《山本委員》

失礼します。90番について説明いたします。今回、新規就農で〇〇〇〇さんのお祖父さんの土地を、孫である△△△△さんが譲り受けて耕作する申請でございます。□□□□さんのお祖父さんは健康上の不安ということで、耕作ができないということで、孫に当たる◇◇◇◇さんに所有権を移転することです。150日以上農業に従事することができるそうなので、問題ありません。

《山本委員》

91番を説明いたします。吉見委員が所用で欠席のため、代理で山本が申し上げます。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受け耕作する申請でございます。□□□□さんは経営縮小のため耕作できないということで、熱心に農業経営をしている◇◇◇◇さんに所有権移転する予定です。何ら問題ありません。

《 代 行 》

担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたし

ます。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

11ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《代 行 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

失礼いたします。1番について説明します。この度、〇〇〇〇さんより4条申請が出されまして、宅地化するというのですが。このカラー刷りの第4条1号という所ですが、元々第二種耕作地ということで畑だったんですが、現在こういう更地の状態になっております。これについては始末書を提出していただいておりますので、問題ないと思います。

この住宅というのは、この横にある△△△△が手狭になったため、もう1つ□□□□を作って住居にするということでございます。近隣も墓地や山林で、家を建てるには何ら問題はないと思います。

《代 行 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、廣見委員の退席を求めます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

廣見委員の入室を認めます。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

13ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 代 行 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

18番について説明します。11月28日に現地調査を行っております。この土地は長年に渡り耕作放棄地となっており、住宅に囲まれておるため、なかなか耕作することが困難だったのかもしれませんが、家が建った方が放棄地となっているよりは良いと私は思います。

《中尾委員》

19番についてご説明いたします。この度、〇〇〇〇さんが購入され、駐車場に転用したいという申請がありました。先日、小清水会長と農地係職員と共に現地調査を実施いたしました。問題ないと思われまます。

《 代 行 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われまます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案とおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

事務局からは以上でございます。

《代行》

事務局の説明が終わりました。これより、これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案とお承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《代行》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《黒田委員》

197番から204番について説明します。197番の〇〇〇〇さん、198番の△△△△さん、いずれも同一集落の内部において土地の貸し借りがあるわけですが。いずれも、□□□□さんも◇◇◇◇さんも、熱心な農家として今もやっておりますので、健康上も能力上も問題ないと考えております。199番、これも借受人は熱心に農業をやっており、何ら問題ないと考えております。更新案件でございます。200番から202番までは、借受人が〇〇〇〇さんという同一人物です。これにつきまして、利用権を設定する方は3人ここに登場しておられますが、実はこの土△△△△109番地という土地、それから110-2、110-3、110-4とい

うのはですね、筆数は分かれておりますが、長方形の圃場整備の終わった1つの田んぼの中に換地処分の際にそれぞれ小さい区画を設定して、1区画の中でこういうふうに分けたものでございます。それを、□□□□さんが従前から耕作しておられまして、何ら問題ないと思います。そういう更新案件でございます。203番でございますが、これも何ら問題ございません。204番は◇◇◇◇がずっと伝統的に長く耕作をされており、今度の更新も何ら問題はないと考えております。

《富永委員》

205番について説明します。○○○○さんの土地を△△△△さんが耕作するのですが、これは以前□□□□さんが作っていたものなのですが、◇◇◇◇さんは高齢のため縮小になりまして、代わって○○○○さんが耕作されるもので、何ら問題ないです。続きまして206番、△△△△さんの農地を□□□□さんが耕作するものですが、これは更新ですので何ら問題ないです。207番、◇◇◇◇さんからの耕作依頼で○○○○さんが今度改めて作られる訳ですけど、何ら問題はないと思っています。

《今西委員》

208番についてご説明をいたします。新規でございます。利用権を設定される○○○○さんにつきましては、利用権設定の期間満了による解約がありました。また高齢のため、自作は困難であるということで耕作者を探しておられました。△△△△さんが耕作をされるということになりました。□□□□さんは地区のリーダーとして農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして、利用権を設定されることに問題はありません。以上です。

《土居和宏委員》

209番についてご説明いたします。借受人の○○○○さん、健康で元気に農業をされておられます。更新でございます、問題ないものと思っております。210番につきましても更新でございます、借受人の△△△△君は大変熱心な方でございます、こちらも問題はないと思っております。

《安並委員》

211番です。○○○○さんの農地を△△△△さんが耕作されるということです。長年作っておられます。更新です、問題ないと考えます。212番、□□□□さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作されるということです。こちらも更新です。○○○○さん、熱心にやっておられます、問題はないと考えております。

《畠山委員》

213番から221番までを説明いたします。213番は新規でございます。利用権を設定する○○○○さんは、高齢のため耕作が難しいということで、自分が加入しております△△△△に耕作を依頼するという話で話がまとまりました。この法人は熱心にやっておりますので、何ら問題ありません。以下、214番から219番は更

新であります。設定を受ける□□□□は真面目に農業に取り組んでいます。これまでどおり耕作するという事なので、問題はありません。220番を説明します。220番は新規の案件です。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作が難しいということで耕作者を探していましたが、近くの○○○○さんが耕作するという事で話がまとまりました。△△△△さんは熱心に農業に取り組んでおられますし、問題はありません。221番について説明します。221番は更新です。利用権の設定を受ける□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられます。これまでどおり耕作するという事なので、問題はありません。以上です。

《中村委員》

222番と223番について説明します。2件とも○○○○との更新なので、問題ないと思います。

《細川委員》

失礼します。224番と225番について説明します。224番は更新でございまして、○○○○さんは手広く米作りをされており何ら問題ないです。225番は今までも△△△△さんが作っておったんですが、今度正式に書類を出されたということで申請しました。問題はありません。

《藤岡委員》

失礼します。226番です。更新です。○○○○さんと△△△△さん、しっかりと話がついているので何ら問題ありません。

《山口委員》

227番から232番。貸出人は5名ですが、借受人は○○○○さん1名です。△△△△さんは熱心な稲作農家で、健康上も問題ありませんし熱心に稲作に取り組んで、協力員もしていただいています。問題はないと思います。

《清家委員》

失礼いたします。233番、これは○○○○さんの方より連絡がありまして。更新をしたという連絡がございまして、また引き続き5年間の契約ということで連絡をいただいております。ちゃんと作っておられるようなので、何ら問題はないと思います。

《森委員》

234番、○○○○さんは熱心なみかん農家です。更新です、何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

235番についてご説明いたします。これは果樹園地約8反を、新規で貸借権の設定をするというものでございます。所有者の○○○○さんは87歳と高齢でありまし

て、農業はきついということで、新たに親戚筋に当たります□□□□さんに貸借権を設定するという案件でございます。△△△△さんは熱心な農業者でございますので、全く問題ないと考えます。

《谷本委員》

236番について説明します。○○○○君はお父さんの時に既に△△△△さんの農地を耕作されておりまして、今度相続された□□□□さんと新規ですが設定を行ったと連絡を受けました。熱心な農家でありますので何ら問題はないと思います。

《梶原委員》

失礼します。237番について説明します。更新です。○○○○さんが引き続き耕作されるということで、問題ありません。

《氏原委員》

238番について説明いたします。引き続き○○○○さんの農地を△△△△さんが耕作されるということで、更新でございます。□□□□さんは熱心な農家でありますので、問題ありません。

《三好委員》

239番について説明します。○○○○さん、ここにもありますように81歳と高齢とうことで、先日お話を伺ったところお元気そうでありました。更新でもあり、何ら問題はないと思います。

《井上委員》

失礼いたします。240番についてご説明申し上げます。基盤法に基づきました賃貸借契約の更新でございます。耕作される方の○○○○さんもお元気な方で何ら問題はないと思います。

《谷本委員》

28番について説明をいたします。○○○○さんが△△△△さんと話し合いまして、今回売買が成立いたしました。ちょうど隣の畑でありまして、相手方の要望もありまして購入されるということを聞いております。何も問題ないと思います。

《 代 行 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手を願います。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第6号農地中間管理機構事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書26ページをご覧ください。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

本計画（案）の農地は、平成30年7月豪雨災害により被災した吉田地域の柑橘園地の復旧を図るため、愛媛県が実施主体となり、国補事業の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して令和2年4月に事業着手した「再編復旧玉津地区」における区画整理工事の予定園地であります。

当該農地は、本地区の事業採択を国に申請、これは令和元年11月ですが、申請する段階で作成した工事後の基盤整備園地の耕作者となる担い手の耕作予定地を取り決めた「担い手集積計画」を基に令和2年2月3日の農業委員会の審議を経て、表中左端の「権利の移転をする者」に公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から貸付されています。

本地区の事業着手後、工事実施設計を基に工事後の土地所有者の土地の配分予定先である「換地計画原案」の作成と併せて、「担い手集積計画」にも変更が生じたため、今回、各農地の借手を変更するものです。

変更される土地は吉田町立間二番耕地1691外99筆、面積は101,389.95㎡となっております。

「権利の移転をする者」、「権利の移転を受ける者」の大半は、それぞれの耕作場所が変更するものとなっております。また、今回の「担い手集積計画」の見直しにより、新たに借手となる者（担い手）は〇〇〇〇さん他10名となっております。

計画の詳細につきましては、議案書の確認をお願いします。権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施要件を満たした担い手でございますので、配分計画を作成することに問題はないと事務局では考えております。

なお、本案件は農地中間管理機構関連農地整備事業上必要不可欠な手続きであり、また、件数が多いため、担当委員による個別の意見陳述は省略し、事務局説明をもってご審議いただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

《 代 行 》

事務局の説明が終わりました。これより、これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

《藤岡委員》

状況があまり分からなくて、詳しく説明してもらえたらと思います。

《中島次長》

はい、色々と難しい言葉が入っていてなかなか理解が難しいかな、と思います。簡単に説明させていただきますと、当初の計画というのは粗々の計画で申請をしておりました。その時の計画の中でですね、復旧園地の中で担い手に集積するという目的がありますので、その当初の計画では担い手の方に理想的な形で、計画なのできれいに配分するような形で作っておった計画があって、それに基づいて貸付をするような形になっておりました。実際の設計に入った段階で、その周囲の、今回復旧する農地以外の周辺の農地の状況なども含めて、改めて換地計画を見直したところ、例えばAさんが当初復旧園地の中で右の方の園地に割り当てられていたのがですね。例えば、周りの園地を見ても復旧園地の左端の方にAさんの農地が実はあったと。そうすると、そちらに貼り付けるとAさんはこちらに持ってきた方が、将来的にも復旧園地の外の部分と都合が良いといえますか。そういったような形のものがあまして、それをこちらに貼り付けるところをこちらに貼り付けを見直す、と。一方で、こちらに別のBさんを貼り付けられていたので、それをこちらのAさんの方に持って行く、と。大まかに言うと、こういう流れがこの中であった、と。それと、当初の計画の時点で担い手に該当しなかった人達、河野雄哉さん他10名という話をさせてもらったんですけども、新たに認定農業者などを取られてですね、今回の事業の要件に当てはまるようになったので、新たに土地の割当を受けた、と。そういったような概要でございます。

《 代 行 》

他にございませんか。

《井上委員》

前回暫定的に割り振りをして計画を通していたものが、詳細な耕作者が決まって今回の議案として出てきた、という理解でよろしいでしょうか？

《中島次長》

そうですね。大まかに言うとそういう話です。

《 代 行 》

他にご意見、ご質問はありませんか。

意見がないようですので採決をいたします。

議案第6号農地中間管理機構事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

はい。挙手全委員であります。よって議案第6号は原案とおり承認することと決定いたします。

以上で令和4年12月定例総会の議案を終了いたします。